3 議案第57号関係

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表(抜粋)

改正案

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める 職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1)、(2) 略
 - (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第2条 第1項に規定する子をいう。以下同 じ。)が1歳6箇月に達する日(以下 「1歳6箇月到達日」という。)(第 2条の4に規定する場合に該当する場 合にあっては、2歳に達する日)まで に、その任期(任期が更新される場合 にあっては、更新後のもの)が満了す ること及び特定職に引き続き採用され ないことが明らかでない非常勤職員
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定め る非常勤職員
 - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子<u>が1歳に</u>達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている職員に限る。)ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定 める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める日とする。 現 行

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める 職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1)、(2) 略
 - (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の 非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第2条 第1項に規定する子をいう。以下同 じ。)が1歳6箇月に達する日までに、 その任期(任期が更新される場合に あっては、更新後のもの)が満了する こと及び特定職に引き続き採用されな いことが明らかでない非常勤職員
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定め る非常勤職員
 - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子<u>の1歳に</u>達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている職員に限る。)

ウ略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定 める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める日とする。

現 行

改正案

- (1) 略
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1歳到達日以前のいずれかの日において当該 子を養育するために育児休業法その他の法律 の規定による育児休業(以下「配偶者育児休 業」という。)をしている場合において当該 非常勤職員が当該子について育児休業をしよ うとする場合(当該育児休業の期間の初日と された日が当該子の1歳到達日の翌日後であ る場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日 前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月 に達する日(当該日が当該育児休業の期間の 初日とされた日から起算して育児休業等可能 日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到 達日までの日数をいう。) から育児休業等取 得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職 員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65 条の規定により勤務しなかった日数と当該子 について育児休業をした日数を合算した日数 をいう。)を差し引いた日数を経過する日よ り後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該

- (1) 略
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1歳到達日以前のいずれかの日において当該 子を養育するために育児休業法その他の法律 の規定による育児休業(以下この条において 「配偶者育児休業」という。)をしている場 合において当該非常勤職員が当該子について 育児休業をしようとする場合(当該育児休業 の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達 日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休 業の期間の初日前である場合を除く。) 当該 子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育 児休業の期間の初日とされた日から起算して 育児休業等可能日数(当該子の出生の日から 当該子の1歳到達日までの日数をいう。)か ら育児休業等取得日数(当該子の出生の日以 後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法 律第49号)第65条の規定により勤務しなかっ た日数と当該子について育児休業をした日数 を合算した日数をいう。) を差し引いた日数 を経過する日より後の 日であるときは、当該 経過する目)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該

改正案

任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、 当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア、イ略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定 める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの 子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6 箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後 の期間においてこの条に規定する場合に該当し てその任期の末日を育児休業の期間の末日とす る育児休業をしている非常勤職員であって、当該 任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職 に引き続き採用されるものにあっては、当該任期 の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を 育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう とする場合であって、次に掲げる場合のいずれに も該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子 の1歳6箇月到達日において育児休業をして いる場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該 子の1歳6箇月到達日において配偶者育児休 業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間につい で育児休業をすることが継続的な勤務のため に特に必要と認められる場合として規則で定 める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 現 行

任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、 当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア、イ略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定め る期間)

第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 改正案

(1)~(5) 略

- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと
 その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合<u>又は第2条</u>の4に規定する場合に該当すること。
- (8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める 特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院 したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係 る子について保育所等における保育の利用を希 望し、申込みを行っているが、当面その実施が行 われないこと
その他の育児休業の期間の延長の 請求時に予測することができなかった事実が生 じたことにより当該育児休業に係る子について 育児休業の期間の再度の延長をしなければその 養育に著しい支障が生ずることとなったことと する。

(育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間 勤務をすることができる特別の事情)

- 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)~(6) 略
 - (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこ

現 行

(1)~(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する こと。
- (8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める 特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院 したこと、配偶者と別居したことその他の育児休 業の期間の延長の請求時に予測することができ なかった事実が生じたことにより当該育児休業 に係る子について育児休業の期間の再度の延長 をしなければその養育に著しい支障が生ずるこ ととなったこととする。

(育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間 勤務をすることができる特別の事情)

- 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)~(6) 略
 - (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこ

改正案

と、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務 に係る子について保育所等における保育の利 用を希望し、申込みを行っているが、当面そ の実施が行われないこと</u>その他の育児短時間 勤務の終了時に予測することができなかった 事実が生じたことにより当該育児短時間勤務 に係る子について育児短時間勤務をしなけれ ばその養育に著しい支障を生ずることとなっ たこと。

現 行

と、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障を生ずることとなったこと。